

# 新しい水道料金体系の検討

**前回までの振り返り**

# 料金改定を先延ばしにすることで、改定率が高まり、市民への影響が大きくなるため、早期改定が望ましいと考えます

第4回審議会資料  
(再掲)

## 水道料金の改定案

目指すべき  
方向性  
(数値目標)

- 料金回収率(供給単価÷給水原価)の改善(100%以上)
- 事業経営を持続するために必要な資金残高の確保(8億円以上)
- 令和2年度の企業債残高(約102億円)をピークとして、企業債残高を圧縮させ、更新投資に係る企業債比率は60%以下(ただし令和8年度までは80%以下)を目標とする。  
※交野市水道ビジョン策定時の目標値:70%

### 改定時期について

- 目標資金残高を下回るタイミングで料金改定した場合、令和10年度に36%の料金改定が必要となり、大幅な料金改定が必要となるため、できるだけ早いタイミングで改定することが望ましい(次項のシミュレーション参照)。
- 令和10年度まで料金改定を実施しなかった場合、給水原価が供給単価を上回る状態が続き、当年度純利益も継続してマイナスとなる見込みである。
- 料金改定を実施する場合、市議会での料金改定の議決が必要であり、その後、住民への周知期間やシステム改修に要する期間等を確保する必要があるため、料金改定の議決から6か月~1年間の準備期間が必要である。

### 改定率について

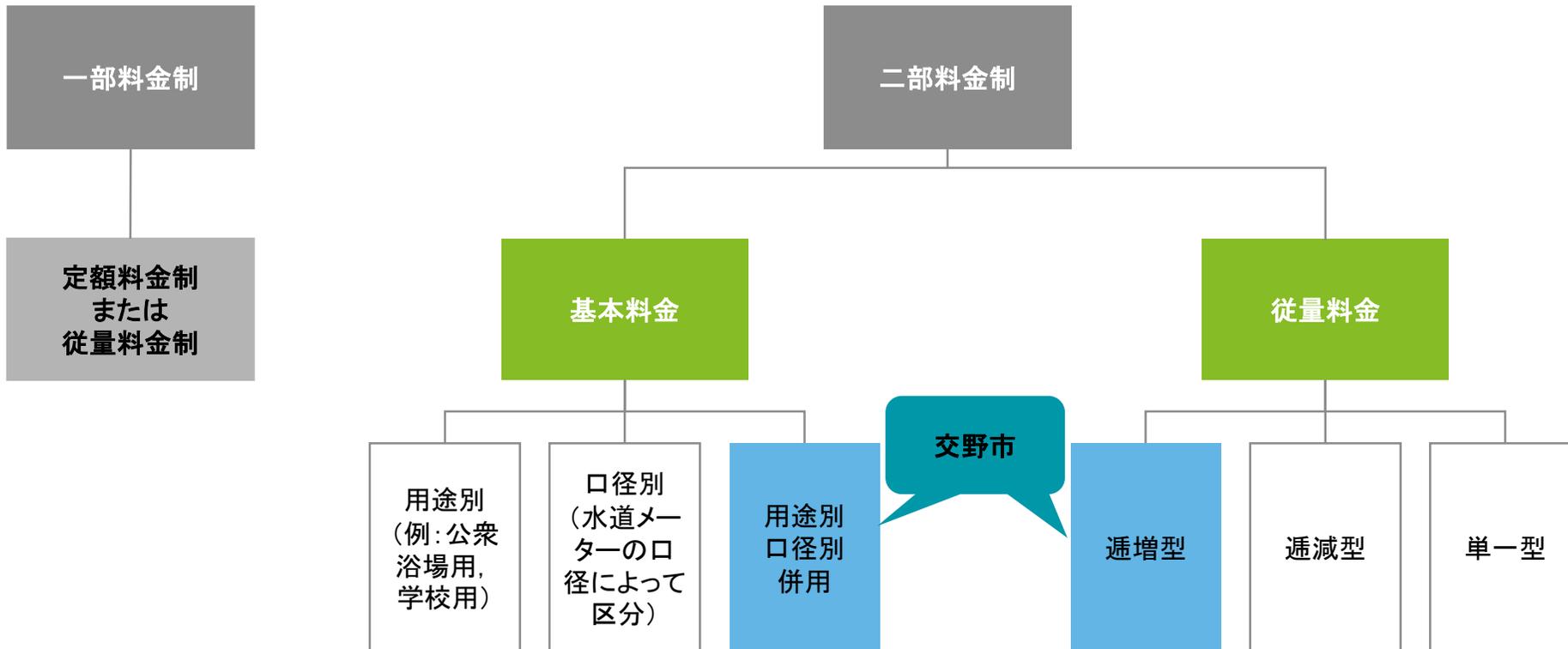
- 供給単価が給水原価を上回る状態とし、料金改定から5年間は供給単価>給水原価を維持するためには、現状から+13%の料金改定が必要となる(R5年4月に料金改定をした場合)。
- 13%改定した場合、目標資金残高の8億円以上を確保でき、更新投資に必要な財源(自己資金)を確保し、更新投資に係る事業費の企業債比率の割合を抑えることが可能となる。

以上より、経営状況の改善、安定した資金の確保、市民負担を鑑み、**令和5年4月に料金改定(13%)を実施**することが望ましいと考えます

# 上水道料金制度等の概要(1/4)

水道料金制度は団体によって異なり、交野市は二部料金制のうち、基本料金は用途別口径別併用、従量料金は逡増型を採用しています。

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制、そして特約制度などがありますが、水道では二部料金制を採用しているケースが多いといえます。
- 基本料金は、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- 従量料金は、使用水量に応じて単価が変動するもの(逡増・逡減)と単一のものがあります。



※ ほかに、基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など

# 上水道料金制度等の概要(2/4)

上水道事業の料金体系や基本料金と従量料金については以下の通りです。

## 【料金体系】

### 一部料金制

- 定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度。

### 二部料金制

- 基本料金と従量料金を組み合わせた料金制度。
- 経営の安定性の確保には、基本料金と従量料金の併設が有効とされています(日本水道協会「水道料金算定要領」)。

## 【基本料金と従量料金】

### 基本料金

- 各使用者が水使用の有無にかかわらず水道メータの口径に応じて、徴収される料金

### 従量料金

- 使用水量に応じて徴収される料金。使用水量に単価を乗じて計算。

## 上水道料金制度等の概要(3/4)

基本水量や従量料金については以下の通りです。

### 【基本水量】

- 設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。
- 公衆衛生上の観点から、水利用を促すという目的で導入され、日常生活の上で最低限必要な使用水量を考慮して設定されています。
- なお、基本水量内の利用者間では水量に関わらず同一料金であり、また今後水需要が減少することを踏まえると、基本水量を付与しないことも考えられます。  
(日本水道協会「水道料金算定要領」では、基本水量は原則的には付与しないものとされています。)

### 【従量料金】

従量料金は目的に応じて様々な従量単価が設定されています。

**逓増型:** 使用水量が増加するに従い単価が上がる制度。水道事業者の約66.4%が逓増型を採用しています。  
(総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」より)

**逓減型:** 使用水量が増加するに従い単価が下がる制度

**単一型:** 使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした制度

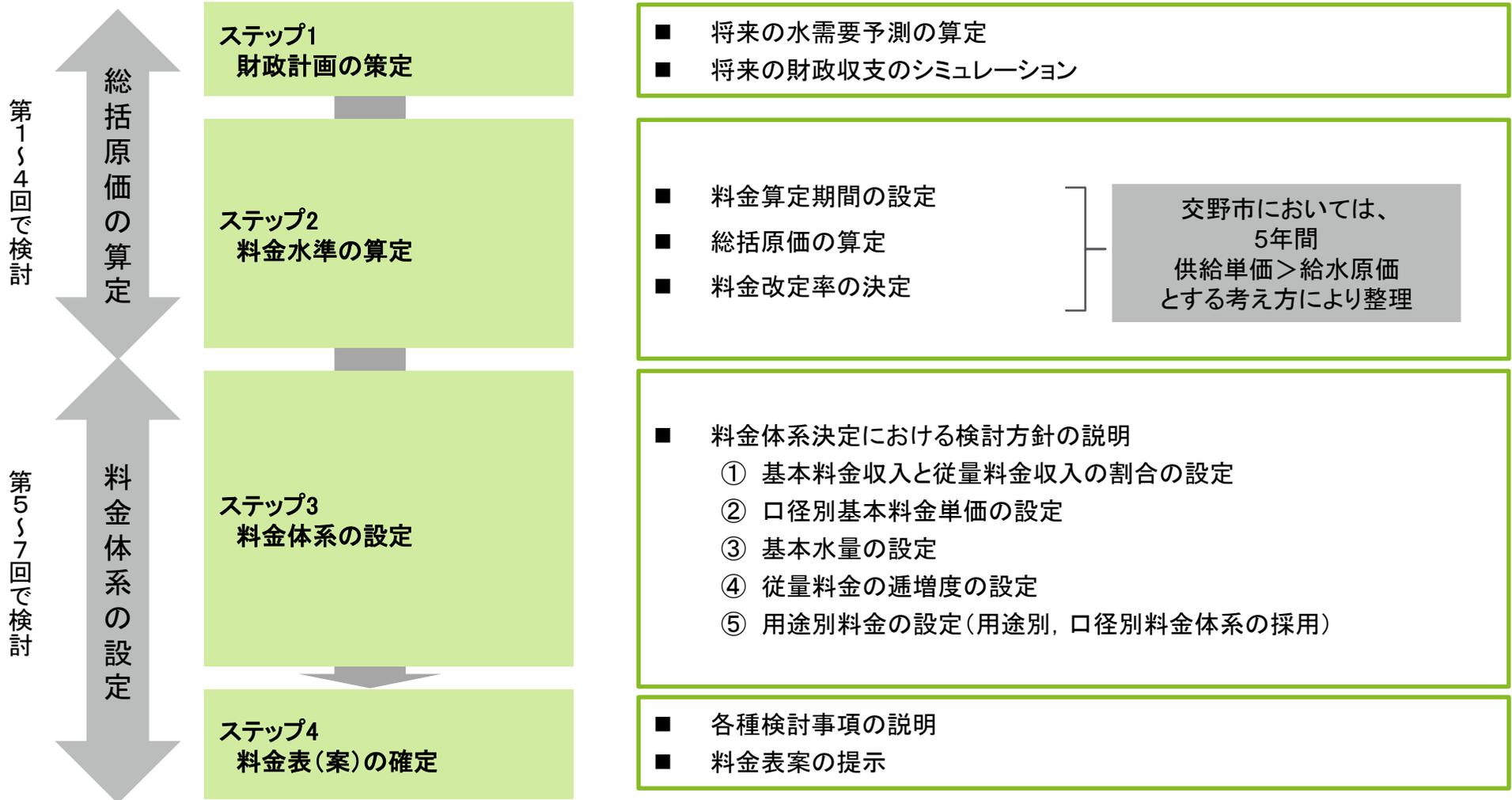
## 上水道料金制度等の概要(4/4)

上水道料金制度に関する主な用語の内容は以下の通りです。

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度です。
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度です。
用途別料金	使用用途(例:家庭用, 営業用, 浴場用等)により区分し, 料金を賦課する料金制度です。
口径別料金	各需要者の給水管や水道メーターの口径の大小等により区分し, 料金を賦課する料金制度です。
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。
従量料金	使用水量に応じて徴収される料金です。使用水量に単価を乗じて計算されます。
基本水量	設定した一定水量を付与することで, その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。
単一型従量料金	使用水量の多寡にかかわらず, 単価を均一とした従量料金制度です。
逡増度	従量料金の最高単価と最低単価の割合としています。使用水量が増加するに従い単価が上がるものを逡増型, 下がるものを逡減型といいます。

# 料金改定を行う際のフロー

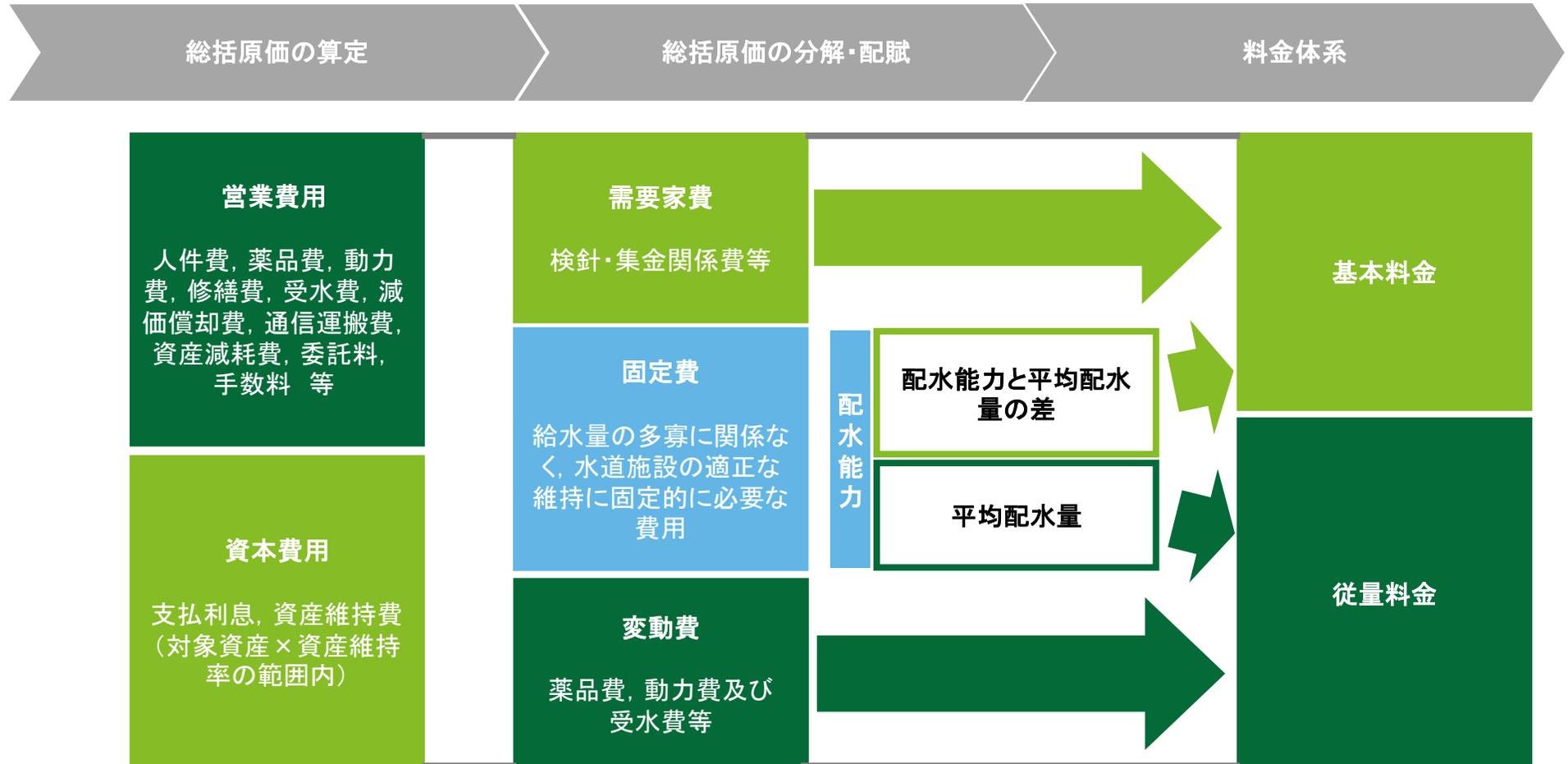
水道料金については、まず、料金で賄うべき総括原価を算定して、必要な改定率を算出します。  
その後総括原価分解をして一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と従量料金を算出します。



(出所)公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

# 料金体系設定の考え方①

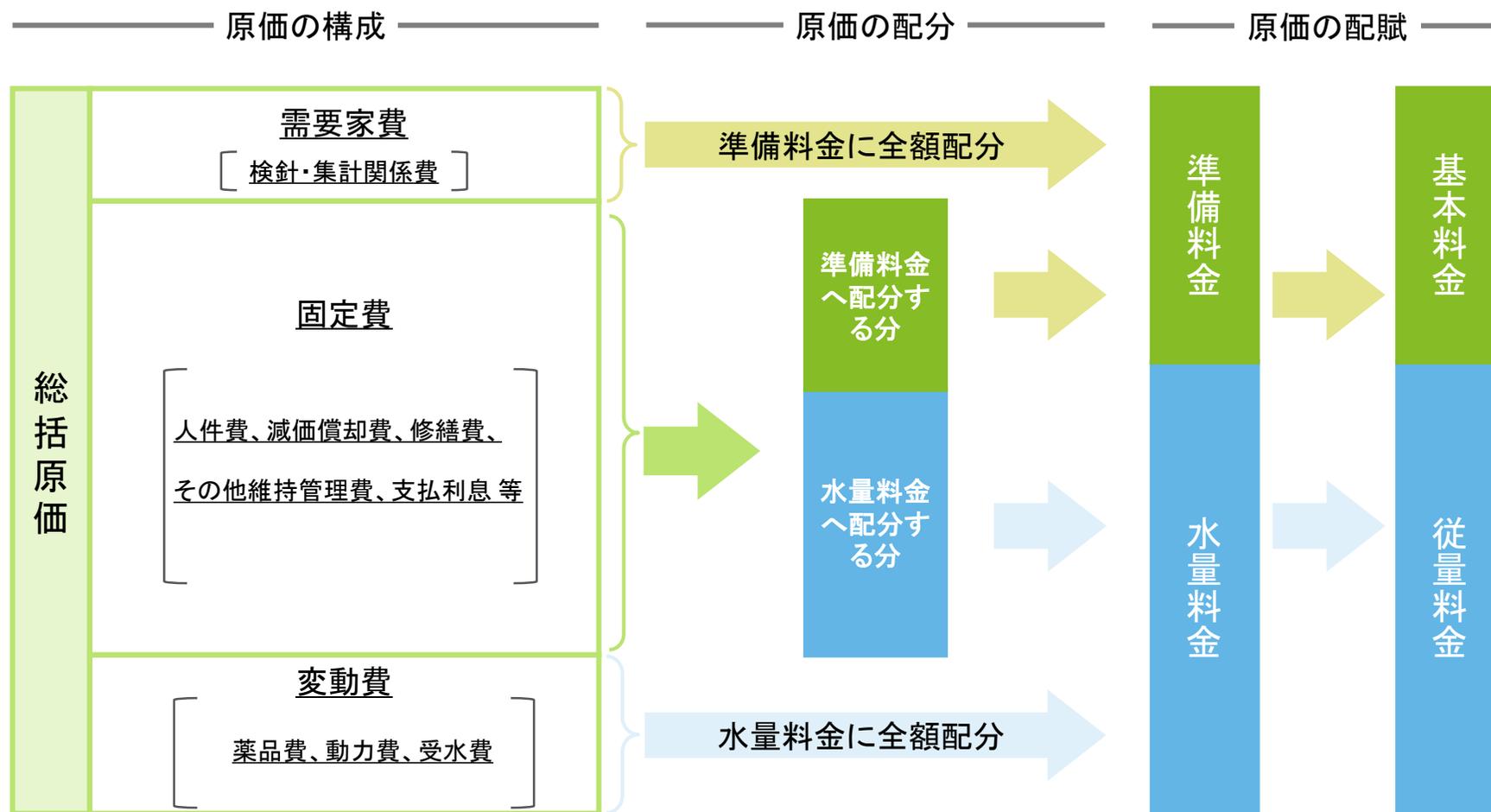
水道料金算定要領では、総括原価の算定、総括原価の分解・配賦、料金体系の設定の順の3つのステップにより、基本料金と従量料金の割合を算出することを示しています。



※上記は水道料金算定要領の一手法を図示しています。

## 料金体系設定の考え方②

総括原価を、「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解し、「固定費」については、準備料金及び水量料金に配賦します。



## 料金体系設定の考え方③

「需要家費」、「固定費」、「変動費」には、それぞれ以下のような費用が含まれます。

### 需要家費

水道使用水量とは関係なく、需要家(使用者)が存在することによって発生する費用  
(検針・集金・量水器関係費等)

### 固定費

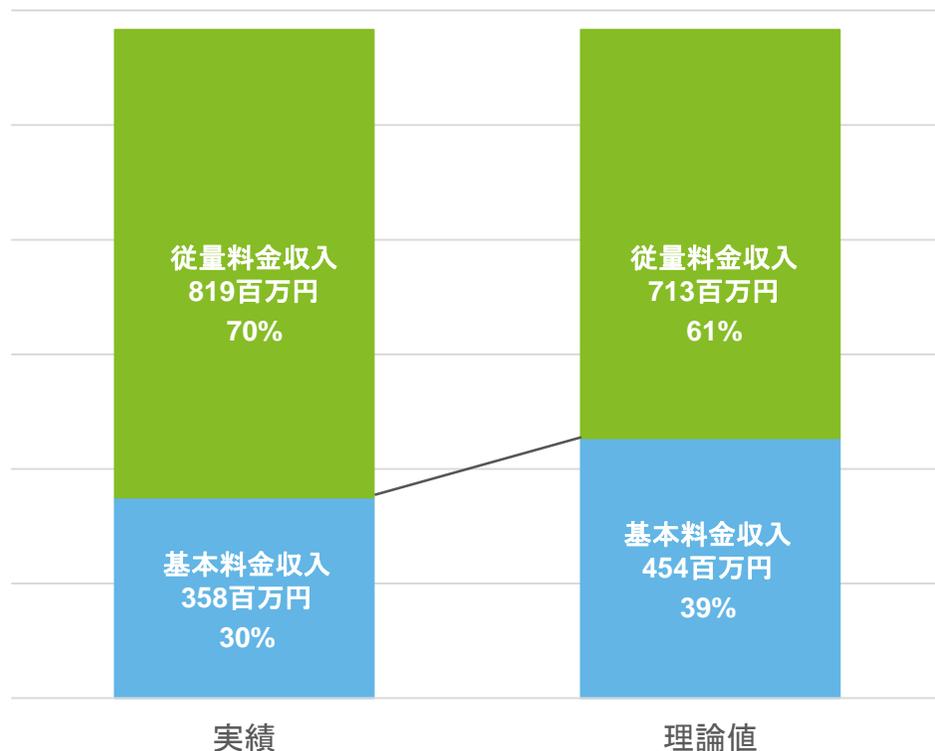
水道使用水量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用  
(人件費, 減価償却費, 修繕費等)

### 変動費

概ね水道使用水量の増減に比例して必要となる費用  
(薬品費, 動力費、受水費等)

## 基本料金収入と従量料金収入の割合

水道料金算定要領に基づき算出した基本料金収入(理論値)と比較すると、実績の基本料金収入の割合は9ポイント低くなっています。なお、基本料金収入の割合を高めることで、経営の安定につながります。



※ 理論値は平成30年度の実績をもとに算定。

	主な記載内容等
厚生労働省※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>水需要の増減に収入が影響されない体系として、<u>利用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要</u></li> </ul>
総務省※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金収入の比率を高めることは、<u>水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる。</u></li> <li>ただし、<u>少量使用者の負担が重くなる</u>というデメリットがある。</li> </ul>

※1 「新水道ビジョン」

※2 「第4回公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」資料6「料金の検討」について

# 料金体系の具体的な検討事項(1/3)

一般に、料金体系決定においては以下の5点が検討事項となります。

①基本料金と従量料金の収入割合

			水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)									
②口径別基本料金			従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )									
用途	口径	基本料金 (円/月)	0- 8m <sup>3</sup>	8- 10m <sup>3</sup>	11- 20m <sup>3</sup>	21- 30m <sup>3</sup>	31- 100m <sup>3</sup>	101- 200m <sup>3</sup>	201- 500m <sup>3</sup>	501- 1000 m <sup>3</sup>	1001 m <sup>3</sup>	
③基本水量	13mm	770	0									
	20mm	870										
	25mm	1,030										
	一般用	30mm	1,440	124	124	147	164	199	234	268	305	341
		40mm	2,900									
		50mm	4,250									
		75mm	9,350									
		100mm	14,800									
浴場用	150mm	57,300										
	200mm まで	15,000	0						100			
⑤用途別料金の検討 (浴場用、臨時用)	臨時用	20mm以下	1,370	550								
		25mm	2,060									
		40mm	5,240									
		50mm	7,870									
		75mm	17,500									
		100mm	28,000									
150mm	107,000											

④従量料金の逦増度

## 料金体系の具体的な検討事項(2/3)

検討項目	現状	検討の考え方	検討方針
<p>①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定</p>	<p>基本料金と従量料金の収入割合 30:70</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括原価のうち給水量にかかわらず発生するものは、原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。</li> <li>・また、水需要の減少が見込まれる現状において、経営の安定性を増すためにも、基本料金収入割合の増加を図ることが望まれます。</li> </ul>	<p>水道料金算定要領にて算出される総括原価の基本料金収入と従量料金収入の割合を参考に検討します。</p> <p>算出の結果、<u>基本料金収入割合は約40%</u>となります。</p>
<p>②口径別基本料金単価の設定</p>	<p>口径別に基本料金を設定</p>	<p>利用者に給水管の口径に応じた負担を求めることを前提に①で決定した基本料金収入を確保すべく、各口径に応じて必要となる費用に基づき、基本料金で回収すべき収入総額を各口径へ配賦することが考えられます。</p>	<p>水道料金算定要領に記載された配賦方法を参考に、口径ごとの料金改定率、他市の状況を勘案し検討します。</p>

# 料金体系の具体的な検討事項(3/3)

検討項目	現状	検討の考え方	検討方針																		
③基本水量の設定	基本水量 8m <sup>3</sup>	基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられ、現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。基本水量(8m <sup>3</sup> )以下の利用者の件数が増加している現状にも鑑み、少量利用者の負担増に留意しつつ、基本水量を見直すことが考えられます。	左記の考え方はあるものの交野市においては少量利用者への負担を考慮し、基本水量は維持することとします。  8m <sup>3</sup> 以下使用者の推移(1か月平均の調定件数) (単位:件数) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13口径</td> <td>1,036</td> <td>1,065</td> <td>1,336</td> <td>1,366</td> <td>1,423</td> </tr> <tr> <td>20口径</td> <td>1,181</td> <td>1,313</td> <td>1,396</td> <td>1,453</td> <td>1,517</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	13口径	1,036	1,065	1,336	1,366	1,423	20口径	1,181	1,313	1,396	1,453	1,517
	H26	H27	H28	H29	H30																
13口径	1,036	1,065	1,336	1,366	1,423																
20口径	1,181	1,313	1,396	1,453	1,517																
④従量料金の逡増度の設定	逡増度:2.75 ※	従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とすることとされています。また、水需要の減少が見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保のためにも、逡増度を緩和することが考えられます。	①～③の検討結果をふまえ、従量料金負担の公平性と少量利用者の負担の双方を鑑み検討します。																		
⑤用途別料金の設定	公衆浴場用及び臨時用の料金を設定	公衆浴場用は現状利用者がいない状況ですが、利用者が生じた場合に当該用途の設定趣旨に鑑み検討することが考えられます。臨時用は、工事などで一時的に利用するものであり、これまでの利用状況をふまえて検討することが考えられます。	公衆浴場用は、低廉な料金での公衆浴場の提供という趣旨及び現状利用者がいないこと、また他市の状況をふまえて検討します。臨時用は、これまでの利用状況や他市の状況をふまえて検討します。																		

※逡増度は、従量料金の「最高単価」÷「最小単価」で算出

# 新しい水道料金体系の検討(パターン別比較)

# 各料金体系パターンのおまとめ

	説明	改定率	基本料金 収入割合
現行料金	<b>【現行料金体系】</b>	—	29.8%
パターン①	<b>【水道料金算定要領をベースとしたパターン】</b> ・水道料金算定要領に基づき基本料金を設定。従量料金は全体が13%改定になるように設定するパターン (基本料金) :水道料金算定要領に基づき設定。ただし、13、20口径の基本料金は統一 (従量料金) :従量料金単価を現行から▲1% ※基本料金:13口径と20口径の基本料金は同額とした。	13.1%	38.5%
パターン②	<b>【基本料金割合を引き上げるパターン】</b> ・基本料金を現行より約30%改定とし、従量料金は現行より約8%改定することで、基本料金収入割合を増加させる。 (基本料金) :現行の基本料金を+30%(13、20mmは現行より+230円基本料金をアップ) (従量料金) :従量料金単価を現行の+7%	13.1%	33.5%
パターン③	<b>【基本料金、従量料金単価を一律13%改定】</b>	13.0%	29.9%
パターン④	<b>【基本料金の割合を最小限改善するパターン】</b> ・基本料金を現行より15%引き上げ、ポリュームゾーン(11m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 利用者)は平均改定率(13%)程度とし、基本料金割合を最小限改善するパターン。 (基本料金) :現行の基本料金を一律+15% (従量料金) :0~10m <sup>3</sup> の従量料金単価を現行の+15%、11~100m <sup>3</sup> の従量料金単価を現行の+12.3%、101m <sup>3</sup> ~の従量料金単価を現行の+12%	13.0%	30.3%
パターン⑤	<b>【ポリュームゾーンの負担割合を高くするパターン】</b> ・少量利用者(0~10m <sup>3</sup> )の負担は低く(改定率13%以下)、ポリュームゾーン(11m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 利用者)の負担を高め(15%)程度、大口利用者は平均改定率以下としたパターン (基本料金) :13、20口径の基本料金を+12%、左記以外の利用者の基本料金を+14% (従量料金) :0~10m <sup>3</sup> の従量料金単価を現行の+7%、11~100m <sup>3</sup> の従量料金単価を現行の+17%、101m <sup>3</sup> ~の従量料金単価を現行の+7%	12.9%	29.6%
パターン⑥	<b>【大口利用者の負担割合を高くするパターン】</b> 大口利用者(100m <sup>3</sup> ~)の負担を高め、その他の利用者は平均改定率以下とするパターン (基本料金) :現行の基本料金を一律+13% (従量料金) :0~30m <sup>3</sup> の従量料金単価を現行の+12%、31~100m <sup>3</sup> の従量料金単価を現行の+13%、101m <sup>3</sup> ~の従量料金単価を現行の+19%	13.0%	29.8%

## 交野市水道事業への影響

視点	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤	パターン⑥
健全な経営の確保 ↓ 改定率+13%	○	○	○	○	○	○
	パターン別に料金体系(料金表の中身)は異なるが、 <b>料金収入総額は料金改定前から+13%増見込まれる</b>					
経営の安定化 ↓ 基本料金割合up	◎	○	△	△	△	△
	水道料金算定要領に基づく基本料金を設定 ↓ 基本料金割合38.5% <b>基本料金割合増加</b>	13、20口径+230円改定 他の口径+30%改定 ↓ 基本料金割合33.5% <b>基本料金割合増加</b>	全口径の基本料金を+13%改定 ↓ 基本料金割合29.9% <b>現状とほぼ変わらない</b>	全口径の基本料金を+15% ポリウムゾーンを+13%改定 ↓ 基本料金割合30.3% <b>現状より0.5ポイントアップ</b>	13、20口径+12%改定 他の口径+14%改定 ↓ 基本料金割合29.6% <b>現状より0.2ポイントダウン</b>	全口径の基本料金を+13%改定 ↓ 基本料金割合29.8% <b>現状と同じ</b>

交野市水道事業の経営の安定化の観点からは、基本料金割合を増加させる料金体系が望ましいです。

しかし、基本料金割合を増加させると現状の基本料金を大幅に増額する必要があるため、利用者(市民)への影響も検討する必要があります(次項参照)。

## 利用者(市民)への影響

視点	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤	パターン⑥
料金改定による影響 (13口径)	少量利用者 (8 <sup>m</sup> 使用時、月額・税抜)					
	+57.1% (+440円)	+29.9% (+230円)	+13.4% (+103円)	+14.9% (+115円)	+11.9% (+92円)	+13.0% (+100円)
	ボリュームゾーン (20 <sup>m</sup> 使用時、月額・税抜)					
	+17.1% (+426円)	+14.3% (+356円)	+13.1% (+325円)	+13.3% (+331円)	+14.0% (+348円)	+12.0% (+298円)
料金改定による影響 (20口径)	少量利用者 (8 <sup>m</sup> 使用時、月額・税抜)					
	+39.1% (+340円)	+26.4% (+230円)	+13.3% (+116円)	+14.9% (+130円)	+12.0% (+104円)	+13.0% (+113円)
	ボリュームゾーン (20 <sup>m</sup> 使用時、月額・税抜)					
	+12.6% (+326円)	+13.8% (+356円)	+13.1% (+338円)	+13.4% (+346円)	+13.9% (+360円)	+12.0% (+311円)

パターン①、②のように、基本料金割合を引き上げると、少量利用者の改定による影響度(割合)が、全体平均改定率13%より大きくなります。パターン③、④、⑤は、少量利用者、ボリュームゾーンともに約12%~15%の改定となります。パターン⑥は、大口径利用者のボリュームゾーンで12.8%~18.5%の改定となります。

# 参考資料①

## 現行の水道料金体系

- 基本料金と従量料金で構成される二部料金制を採用しています。
- 基本料金は、用途別の区分として「一般用」、「浴場用」、「臨時用」に大別し、さらに口径別に料金を設定しています。
- 従量料金は、使用量に応じて単価が変動する逡増型を採用しています。

(税抜)

基本料金			従量料金			基本料金			従量料金			
用途	口径	料金	用途	使用水量区分	料金 (1m <sup>3</sup> につき)	用途	口径	料金	用途	使用水量区分	料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
一般用	13ミリメートル (8m <sup>3</sup> まで)	770円	一般用	メーター口径 13~20	8m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> まで	124円	浴場用	200m <sup>3</sup> まで	15,000円	浴場用	200m <sup>3</sup> を超える分	100円
	20ミリメートル (8m <sup>3</sup> まで)	870円		メーター口径 25以上	10m <sup>3</sup> まで	124円	臨時用	20ミリメートル以下	1,370円	臨時用		550円
	25ミリメートル	1,030円		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで		147円		25ミリメートル	2,060円			
	30ミリメートル	1,440円		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで		164円		40ミリメートル	5,240円			
	40ミリメートル	2,900円		30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで		199円		50ミリメートル	7,870円			
	50ミリメートル	4,250円		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで		234円		75ミリメートル	17,500円			
	75ミリメートル	9,350円		200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで		268円		100ミリメートル	28,000円			
	100ミリメートル	14,800円		500m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> まで		305円		150ミリメートル	107,000円			
	150ミリメートル	57,300円		1000m <sup>3</sup> を超える分		341円						

## 参考資料②

### 本市の口径別利用量別の水道利用量及び料金収入の分布

口径別使用量別の水道使用量の分布(平成30年度)

単位：m<sup>3</sup>

口径	0～8m <sup>3</sup>	9～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～40m <sup>3</sup>	41～50m <sup>3</sup>	51～70m <sup>3</sup>	71～100m <sup>3</sup>	101～200m <sup>3</sup>	201～500m <sup>3</sup>	501～1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> 以上	計
	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量
13口径	117,411	69,651	520,501	468,061	176,692	62,197	27,106	5,100	2,691	—	—	—	1,449,410
20口径	156,359	117,253	1,402,836	1,679,885	695,909	230,077	96,461	17,634	20,064	4,366	—	—	4,420,844
25口径	18,832	18,901	89,552	57,439	17,861	13,093	16,207	16,423	56,393	36,905	27,777	—	369,383
30口径	—	120	726	—	—	81	2,131	358	—	—	—	—	3,416
40口径	410	355	1,825	9,574	21,506	12,542	109,275	25,628	40,405	102,280	118,948	87,928	530,676
50口径	156	79	773	1,871	477	1,115	6,544	135,637	27,033	67,502	47,703	22,285	311,175
75口径	11	—	35	50	76	81	637	1,759	113,131	82,889	15,986	91,516	306,171
100口径	—	—	—	—	—	—	—	—	1,750	—	—	21,957	23,707
合計	293,179	206,359	2,016,248	2,216,880	912,521	319,186	258,361	202,539	261,467	293,942	210,414	223,686	7,414,782

口径別使用量別の水道料金収入の分布(平成30年度)

単位：千円

口径	0～8m <sup>3</sup>	9～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～40m <sup>3</sup>	41～50m <sup>3</sup>	51～70m <sup>3</sup>	71～100m <sup>3</sup>	101～200m <sup>3</sup>	201～500m <sup>3</sup>	501～1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> 以上	計
	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入	料金収入
13口径	26,016	7,021	60,916	61,549	25,662	9,784	4,512	897	512	—	—	—	196,870
20口径	33,376	13,373	175,108	228,405	103,015	36,822	16,279	3,126	4,042	953	—	—	614,500
25口径	4,299	2,344	11,490	8,180	3,116	2,529	3,234	3,132	11,755	8,391	7,120	—	65,591
30口径	—	18	92	—	—	16	331	53	—	—	—	—	510
40口径	426	153	500	1,364	2,853	1,805	14,783	4,314	8,726	25,174	31,436	26,680	118,214
50口径	357	44	307	367	132	285	1,050	17,201	6,101	15,726	12,613	6,604	60,787
75口径	548	—	23	26	31	32	204	520	14,647	13,147	4,412	28,696	62,286
100口径	—	—	—	—	—	—	—	—	526	—	—	6,868	7,394
合計	65,023	22,953	248,436	299,892	134,809	51,273	40,393	29,243	46,309	63,392	55,581	68,849	1,126,152

# 参考資料③

## 本市の口径別利用量別の調定件数及びその割合の分布

口径別利用量別の調定件数の分布(平成30年度)

単位：件

口径	0～8㎡	9～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～40㎡	41～50㎡	51～70㎡	71～100㎡	101～200㎡	201～500㎡	501～1000㎡	1001㎡以上	計
	調定件数	調定件数	調定件数	調定件数	調定件数	調定件数							
13口径	17,245	3,781	17,306	9,609	2,579	706	240	32	11	—	—	—	51,509
20口径	18,704	6,275	45,057	34,252	10,209	2,604	857	110	74	9	—	—	118,151
25口径	1,488	339	1,201	566	249	134	136	96	192	66	23	—	4,490
30口径	—	2	10	—	—	1	10	1	—	—	—	—	24
40口径	68	19	42	59	81	51	176	76	123	159	88	26	968
50口径	41	4	24	13	7	12	25	66	86	107	37	8	430
75口径	30	—	1	1	1	1	5	11	29	42	11	23	155
100口径	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	6	12
合計	37,576	10,420	63,641	44,500	13,126	3,509	1,449	392	521	383	159	63	175,739

口径別利用量別の調定件数割合の分布(平成30年度)

単位：%

口径	0～8㎡	9～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～40㎡	41～50㎡	51～70㎡	71～100㎡	101～200㎡	201～500㎡	501～1000㎡	1001㎡以上	計
	調定件数割合	調定件数割合	調定件数割合	調定件数割合	調定件数割合	調定件数割合							
13口径	9.81%	2.15%	9.85%	5.47%	1.47%	0.40%	0.14%	0.02%	0.01%	—	—	—	29.31%
20口径	10.64%	3.57%	25.64%	19.49%	5.81%	1.48%	0.49%	0.06%	0.04%	0.01%	—	—	67.23%
25口径	0.85%	0.19%	0.68%	0.32%	0.14%	0.08%	0.08%	0.05%	0.11%	0.04%	0.01%	—	2.55%
30口径	—	0.00%	0.01%	—	—	0.00%	0.01%	0.00%	—	—	—	—	0.01%
40口径	0.04%	0.01%	0.02%	0.03%	0.05%	0.03%	0.10%	0.04%	0.07%	0.09%	0.05%	0.01%	0.55%
50口径	0.02%	0.00%	0.01%	0.01%	0.00%	0.01%	0.01%	0.04%	0.05%	0.06%	0.02%	0.00%	0.24%
75口径	0.02%	—	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.02%	0.02%	0.01%	0.01%	0.09%
100口径	—	—	—	—	—	—	—	—	0.00%	—	—	0.00%	0.01%
合計	21.38%	5.93%	36.21%	25.32%	7.47%	2.00%	0.82%	0.22%	0.30%	0.22%	0.09%	0.04%	100.00%

※各口径別のボリュームゾーンを、カラースケールによって表示しています。

# 参考資料④

## ■大阪府下(市営)の水道料金制度、基本水量、基本料金、水道料金調査(令和元年度時点)

NO. *1	団体名	水道料金 制度 *2	基本水量 (m)	基本水量 有無	13口径 *2	20口径 *2	口径別で 基本料金が異なる	13口径	20口径	13口径	20口径
					基本料金 (税抜/円)	基本料金 (税抜/円)		10㎡当たり料金 (月額、税抜)		20㎡当たり料金 (月額、税抜)	
1	大阪市	用途別料金	0		850	850		950	950	1,920	1,920
2	枚方市 *3	用途別料金	8	★	692	692		900	900	2,070	2,070
3	貝塚市	口径別・用途別料金	10	★	940	940		940	940	2,190	2,190
4	高槻市	口径別料金	0		690	690		850	850	2,200	2,200
5	茨木市	口径別・用途別料金	0		500	850	★	1,050	1,400	1,850	2,200
6	富田林市	口径別料金	8	★	630	630		892	892	2,202	2,202
7	堺市	口径別料金	0		650	650		1,020	1,020	2,240	2,240
8	豊中市	口径別料金	0		760	760		960	960	2,270	2,270
9	守口市	用途別料金	8	★	737	737		938	938	2,278	2,278
10	大東市	用途別料金	10	★	900	900		900	900	2,300	2,300
11	和泉市	口径別・用途別料金	0		500	500		960	960	2,340	2,340
12	池田市	用途別料金	8	★	710	710		860	860	2,360	2,360
13	東大阪市	用途別料金	7	★	608	608		902	902	2,362	2,362
14	寝屋川市	用途別料金	10	★	964	964		964	964	2,364	2,364
15	岸和田市	口径別・用途別料金	5	★	585	585		960	960	2,430	2,430
16	柏原市	用途別料金	5	★	640	640		935	935	2,435	2,435
17	大阪狭山市	用途別料金	10	★	860	860		860	860	2,460	2,460
18	羽曳野市	用途別料金	8	★	635	635		895	895	2,495	2,495
19	高石市	用途別料金	0		455	455		1,056	1,056	2,506	2,506
20	八尾市	口径別・用途別料金	0		600	600		940	940	2,520	2,520
21	摂津市	口径別・用途別料金	6	★	680	680		1,075	1,075	2,525	2,525
22	吹田市	口径別料金	6	★	900	990	★	1,060	1,150	2,460	2,550
23	交野市	口径別・用途別料金	8	★	770	870	★	1,018	1,117	2,487	2,587
24	泉佐野市	口径別・用途別料金	0		500	500		1,000	1,000	2,600	2,600
25	箕面市	用途別料金	8	★	686	686		937	937	2,617	2,617
26	藤井寺市	用途別料金	10	★	845	845		845	845	2,695	2,695
27	河内長野市	口径別料金	0		655	655		1,025	1,025	2,705	2,705
28	門真市	用途別料金	10	★	896	896		984	984	2,724	2,724
29	松原市	用途別料金	6	★	660	660		1,070	1,070	2,740	2,740
30	泉大津市	用途別料金	0		424	424		798	798	2,748	2,748
府下平均		用途別16団体、口径別6団体、併用8団体	5	★19団体	697	715	★3団体	951	969	2,403	2,421

\*1...順番は20口径の20㎡使用時の料金順(大阪府下33市中、大阪広域水道企業団と事業統合している3団体(四条畷市、阪南市、泉南市)を除く(令和元年度時点))

\*2...水道料金制度が「用途別料金」の場合、13口径、20口径の基本料金は、一般家庭用の基本料金としている

\*3...枚方市は、令和3年4月から基本水量を廃止し、口径別料金を導入

# 参考資料⑤

## 大阪府各市町村 水道料金比較表(令和2年4月時点)

■ 口径20mm・1か月(消費税抜、メーター使用料除く)

No.	10㎡市名	円
1	泉大津市	798
2	藤井寺市	845
3	熊取町	845
4	高槻市	850
5	大阪狭山市	860
6	池田市	860
7	富田林市	892
8	羽曳野市	895
9	枚方市	900
10	大東市	900
11	東大阪市	902
12	柏原市	935
13	箕面市	937
14	守口市	938
15	八尾市	940
16	貝塚市	940
17	大阪市	950
18	岸和田市	960
19	豊中市	960
20	和泉市	960
21	寝屋川市	964
22	門真市	984
23	泉佐野市	1,000
24	堺市	1,020
25	河内長野市	1,025
26	四條畷市	1,027
27	高石市	1,056
28	松原市	1,070
29	摂津市	1,075
30	交野市(現行)	1,117
31	田尻町	1,118
32	忠岡町	1,120
33	吹田市	1,150
34	阪南市	1,185
35	島本町	1,260
-	交野市(13%改定)	1,263
36	茨木市	1,400
37	河南町	1,400
38	岬町	1,500
39	太子町	1,520
40	泉南市	1,623
41	千早赤阪村	1,700
42	能勢町	2,519
43	豊能町	2,620
44	平均	1,128

No.	20㎡市名	円
1	大阪市	1,920
2	枚方市	2,070
3	貝塚市	2,190
4	高槻市	2,200
5	茨木市	2,200
6	富田林市	2,202
7	堺市	2,240
8	豊中市	2,270
9	守口市	2,278
10	大東市	2,300
11	和泉市	2,340
12	池田市	2,360
13	東大阪市	2,362
14	寝屋川市	2,364
15	熊取町	2,382
16	岸和田市	2,430
17	摂津市	2,435
18	大阪狭山市	2,460
19	羽曳野市	2,495
20	高石市	2,506
21	八尾市	2,520
22	摂津市	2,525
23	吹田市	2,550
24	交野市(現行)	2,587
25	泉佐野市	2,600
26	箕面市	2,617
27	忠岡町	2,620
28	四條畷市	2,657
29	島本町	2,660
30	藤井寺市	2,695
31	河内長野市	2,705
32	田尻町	2,709
33	門真市	2,724
34	松原市	2,740
35	泉大津市	2,748
36	阪南市	2,781
37	河南町	2,800
38	太子町	2,900
-	交野市(13%改定)	2,924
39	千早赤阪村	3,100
40	泉南市	3,130
41	岬町	3,400
42	能勢町	4,046
43	豊能町	4,460
44	平均	2,611

No.	30㎡市名	円
1	大阪市	3,160
2	枚方市	3,470
3	茨木市	3,500
4	富田林市	3,852
5	貝塚市	3,940
6	和泉市	3,990
7	守口市	4,038
8	堺市	4,060
9	島本町	4,060
10	大東市	4,100
11	忠岡町	4,120
12	岸和田市	4,140
13	高槻市	4,150
14	寝屋川市	4,194
15	交野市(現行)	4,227
16	熊取町	4,236
17	摂津市	4,275
18	柏原市	4,355
19	高石市	4,356
20	豊中市	4,380
21	大阪狭山市	4,380
22	河南町	4,400
23	池田市	4,410
24	東大阪市	4,442
25	泉佐野市	4,450
26	河内長野市	4,485
27	羽曳野市	4,495
28	田尻町	4,518
29	箕面市	4,537
30	吹田市	4,550
31	太子町	4,610
32	四條畷市	4,737
33	八尾市	4,770
-	交野市(13%改定)	4,777
34	千早赤阪村	4,800
35	藤井寺市	4,835
36	阪南市	4,841
37	泉南市	4,890
38	松原市	4,920
39	門真市	5,014
40	泉大津市	5,028
41	岬町	5,600
42	能勢町	5,955
43	豊能町	6,800
44	平均	4,467

No.	40㎡市名	円
1	大阪市	4,840
2	茨木市	5,200
3	枚方市	5,250
4	富田林市	5,892
5	和泉市	5,920
6	貝塚市	6,040
7	河南町	6,200
8	寝屋川市	6,214
9	交野市(現行)	6,217
10	守口市	6,218
11	岸和田市	6,230
12	高槻市	6,300
13	大東市	6,300
14	忠岡町	6,320
15	堺市	6,330
16	田尻町	6,482
17	河内長野市	6,485
18	羽曳野市	6,495
19	熊取町	6,545
20	太子町	6,560
21	柏原市	6,565
22	大阪狭山市	6,600
23	高石市	6,606
24	島本町	6,693
25	千早赤阪村	6,700
26	泉佐野市	6,750
27	摂津市	6,825
28	箕面市	6,837
29	東大阪市	6,912
30	泉南市	7,013
-	交野市(13%改定)	7,026
31	吹田市	7,050
32	豊中市	7,060
33	池田市	7,110
34	四條畷市	7,117
35	藤井寺市	7,265
36	阪南市	7,271
37	八尾市	7,500
38	松原市	7,630
39	門真市	7,644
40	泉大津市	7,728
41	岬町	8,100
42	能勢町	8,501
43	豊能町	9,740
44	平均	6,727

No.	50㎡市名	円
1	大阪市	6,520
2	枚方市	7,030
3	茨木市	7,200
4	和泉市	7,850
5	貝塚市	8,140
6	河南町	8,200
7	交野市(現行)	8,207
8	富田林市	8,222
9	寝屋川市	8,234
10	岸和田市	8,320
11	河内長野市	8,398
12	高槻市	8,450
13	田尻町	8,455
14	河内長野市	8,485
15	大東市	8,500
16	忠岡町	8,520
17	堺市	8,600
18	千早赤阪村	8,800
19	大阪狭山市	8,820
20	太子町	8,840
21	高石市	8,856
22	柏原市	9,025
23	泉佐野市	9,050
24	羽曳野市	9,095
25	泉南市	9,135
26	箕面市	9,137
27	熊取町	9,182
28	島本町	9,260
-	交野市(13%改定)	9,274
29	摂津市	9,375
30	東大阪市	9,382
31	四條畷市	9,497
32	吹田市	9,550
33	藤井寺市	9,695
34	阪南市	9,701
35	豊中市	9,740
36	八尾市	10,230
37	池田市	10,260
38	松原市	10,340
39	泉大津市	10,428
40	門真市	10,614
41	岬町	11,000
42	能勢町	11,046
43	豊能町	13,380
44	平均	9,088

No.	70㎡市名	円
1	大阪市	11,120
2	茨木市	11,600
3	枚方市	11,990
4	交野市(現行)	12,187
5	和泉市	12,250
6	貝塚市	12,540
7	河南町	12,600
8	田尻町	13,000
9	千早赤阪村	13,000
10	岸和田市	13,080
11	河内長野市	13,125
12	富田林市	13,262
13	守口市	13,358
14	寝屋川市	13,394
15	大東市	13,700
-	交野市(13%改定)	13,772
16	高槻市	13,850
17	大阪狭山市	13,900
18	堺市	14,040
19	太子町	14,060
20	泉南市	14,217
21	箕面市	14,237
22	羽曳野市	14,295
23	東大阪市	14,322
24	高石市	14,356
25	柏原市	14,365
26	島本町	14,460
27	忠岡町	14,520
28	熊取町	14,764
29	泉佐野市	14,850
30	藤井寺市	15,035
31	吹田市	15,350
32	四條畷市	15,417
33	阪南市	15,501
34	摂津市	15,975
35	八尾市	16,030
36	能勢町	16,137
37	泉大津市	16,188
38	豊中市	16,500
39	松原市	16,540
40	門真市	17,114
41	池田市	17,300
42	岬町	17,800
43	豊能町	20,660
44	平均	14,465

※一律13%改定した数値は平均に加味していない

# 参考資料⑥

## 総括原価(H30年度実績ベース)

### 総括表

配賦原価の集計結果

		13	20	25	30	40	50	75	100	口径		
総括原価	1,272,439									検針・集金	需要家費	準備料金
需要家費	59,793									量水器	固定費	
検針・集金関係		153.9	153.9	153.9	153.9	153.9	153.9	153.9	153.9			
58,253												
量水器関係		2.5	4.1	4.5	10.1	31.8	65.9	80.5	220.8			
1,539												
維持管理費		505.8	1,270.0	2,031.9	3,010.9	5,540.8	8,914.3	21,326.9	38,956.4			
204,438												
控除項目		662.1	1,427.9	2,190.3	3,174.8	5,726.5	9,134.1	21,561.2	39,331.1	計		
-54,443												
減価償却費		660	1,420	2,190	3,170	5,720	9,130	21,560	39,330	上記の補計		
185,560												
支払利息												
66,192												
資産維持費												
30,229												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
固定費												
926,110												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
変動費												
286,537												
固定費												
926,110												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,260												
支払利息												
75,717												
資産維持費												
34,579												
水量料金												
維持管理費												
233,855												
控除項目												
-62,277												
減価償却費												
212,2												